

# 中泊町避難所運営マニュアル

(感染症対策追記版)

令和2年8月

青森県 中泊町

◆避難所の運営等に関する連絡先

連絡先	TEL	FAX
中泊町災害対策本部 施設担当	0173-57-2111	0173-57-3849 (交換室) 0173-69-2013 (防災機器室)
付近の避難所 【                      】		
付近の避難所 【                      】		
付近の避難所 【                      】		
付近の避難所 【                      】		
付近の避難所 【                      】		
付近の避難所 【                      】		

◆この避難所の連絡先

名称	TEL	FAX
所在地		
備考		

◆避難所運営委員

役 職	氏 名	住 所	TEL
総務班長			
被災者管理班長			
情報広報班長			
施設管理班長			
食料物資班長			
救護班長			
衛生班長			
ボランティア班長			
生活班長			

◆施設管理者等名簿

職名等	氏名	事業所等所在地	TEL
施設管理者 ( )			
町避難担当者職員			

## ◆ 目次

### はじめに

1 本マニュアルの目的	1
2 避難所の機能	1
3 感染対策の基本	2

### 第1章 避難所開設前

1 避難所の確保	3
2 住民への周知	3
3 感染症対策に必要な物資の準備	4
4 避難所レイアウトの準備	4
5 避難所運営訓練の実施	5

### 第2章 避難所の開設

1 応急的な避難所運営委員会の設置	6
2 避難所の開設準備	6
3 開設方針の確認	6
4 避難者の安全確保	6
5 開設準備への協力要請	7
6 建物の安全確認	7
7 ライフライン等の確認	7
8 トイレの使用確認	7
9 避難スペースの確保、指定	7
10 利用室内の整理、清掃	7
11 受付の設置	7
12 避難者の健康管理	7
13 生活班の編成	8
14 避難所の表示	8
15 要配慮者や負傷者への対応	8
16 災害対策本部への報告	8

### 第3章 避難所運営委員会の役割

1 避難所運営会議の開催	9
2 避難所運営委員会の役割（時期別）	9

### 第4章 避難所運営時の感染症対策

1 健康確認	11
2 衛生管理	11
3 収束後の原状回復	11
4 在宅避難者等への支援	11

### 第5章 総務班の役割

1 災害対策本部との調整	12
2 避難所レイアウトの設定・変更	12
3 防災資機材や備蓄品の確保	12

4	避難所の記録	12
5	避難所運営委員会の事務局	12
6	地域との連携	12

## 第6章 被災者管理班の役割

1	避難者名簿の作成、管理	13
2	安否確認等問い合わせへの対応	13
3	取材等への対応	14
4	郵便物、宅配便等の取り次ぎ	14

## 第7章 情報広報班の役割

1	情報収集	15
2	情報発信	15
3	情報伝達	15

## 第8章 施設管理班の役割

1	避難所の安全確認と危険箇所への対応	17
2	防火、防犯	17

## 第9章 食料物資班の役割

1	食料、物資の調達	18
2	炊き出し	18
3	食料、物資の受け入れ	18
4	食料の管理、配給	18
5	物資の管理、配布	18

## 第10章 救護班の役割

1	近隣の救護所、医療機関の開設状況の把握	19
2	避難所内への医務室の設置	19
3	避難所内にある医薬品の種類、数量の把握	19
4	AED（自動体外式除細動器）の設置場所の確認等	19
5	避難所内の病人、けが人、要配慮者への対応	19
6	往診・相談会等の開催	19

## 第11章 衛生班の役割

1	ゴミに関すること	20
2	風呂に関すること	20
3	トイレに関すること	20
4	掃除に関すること	21
5	衛生管理に関すること	21
6	ペットに関すること	21
7	生活用水の確保	22

## 第12章 ボランティア班の役割

1	ボランティアの受け入れ	23
2	ボランティアの管理	23

## 各種様式

- 【様式 1：非常用持ち出し品チェックリスト（一般向け）】
- 【様式 2：感染予防備蓄物資チェックリスト（避難所開設者向け）】
- 【様式 3：問診票】
- 【様式 4：問診票に基づく対応（避難所運営者向け）】
- 【様式 5：開設準備チェックシート】
- 【様式 6：建物被災状況チェックシート】
- 【様式 7：避難所の開設スペース等】
- 【様式 8：受付時チェックシート】
- 【様式 9：避難所状況報告書】
- 【様式10：避難所記録用紙】
- 【様式11：避難者名簿】
- 【様式12：外泊届用紙】
- 【様式13：取材者用受付用紙】
- 【様式14：郵便物等受取簿】
- 【様式15：食料依頼伝票】
- 【様式16：物資依頼伝票】
- 【様式17：食料・物資要望票】
- 【様式18：物資受払簿】
- 【様式19：避難所ペット登録台帳】
- 【様式20：災害ボランティア受付カード】

## 参考資料

- 《参考資料1：知っておくべき5つのポイント※内閣府参照》
- 《参考資料2：避難計画フロー※青森県手引き参照》
- 《参考資料3：避難所レイアウト例（1）※青森県手引き参照》
- 《参考資料3：避難所レイアウト例（2）※青森県手引き参照》
- 《参考資料4：体調不良時の申し出（避難所掲示ポスター）※青森県手引き参照》
- 《参考資料5：呼びかけ文例》
- 《参考資料6：避難所内での留意事項について（専用スペース入居者向け・感染症）※青森県手引き参照》
- 《参考資料7：施設利用ルール例》
- 《参考資料8：ペットの飼育ルール広報文例》
- 《参考資料9：避難所運営委員会規約例》

## ◆避難所開設及び運営について

○災害発生（発生の可能性が高い）から避難所開設及び運営までの流れ（フローチャート）

災害発生又は発生の可能性が極めて高い状況



### ○情報の収集【町災害対策本部】

- ◆各所属（各課又は災害警戒対策要員）から被害情報等の収集・集約
- ◆消防や警察など防災関係機関からの被害情報等の収集・集約



### ○避難所開設

- ◆被害情報等集約により、避難所開設の判断【町災害対策本部長】
- ◆開設する避難所の選定【町災害対策本部長】
- ◆避難勧告・避難指示（緊急）と同時に選定された避難所への職員派遣【町災害対策本部長】
- ◆選定された避難所の施設管理者への開設指示【町災害対策本部長】
  - ※自主避難した町民を受け入れる場合も避難所として開設すると共に、町災害対策本部へ報告する。
- ◆避難所の解錠【施設管理者】
  - ※町職員到着前に避難所の開設が必要な場合は、鍵の所有者が解錠し、以下により施設の安全を確認します。
- ◆避難所となる建物の安全確認【町の避難所担当職員、施設管理者、町内会長等】
  - ※安全確認は町の避難所担当職員、施設管理者及び町内会長等のうち、2人以上で目視により実施し、安全が確認されてから避難者を受け入れる。それまでは、避難者を屋外で待機させる。また、建物が危険な状態であると判断された場合は町対策本部と協議し、他の避難所へ移動する等の対応を協議する。



### ○避難者受入

- ◆避難者リストの作成【町の避難所担当職員、施設管理者、町内会長等】
- ◆非常食等生活用品の搬入（毛布、非常食、その他）【町災害対策本部】
- ◆避難者の居住スペースや共有スペースの設置の調整【施設管理者】
- ◆断水の場合の仮設給水活動の実施【町災害対策本部】
- ◆施設のトイレが使用できない場合の仮設トイレの設置【町災害対策本部】



### ○避難所運営

- ◆施設の秩序維持等、施設全体の管理【町の避難所担当職員、施設管理者】
- ◆避難所運営委員会の設置【町の避難所担当職員、施設管理者、避難者代表、ボランティア団体代表】
  - ※町災害対策本部との連絡調整事項の協議や避難所での課題・問題に対処するなど、避難所の運営を円滑に進めることを目的とする。



### ○避難所の生活環境維持

- ◆避難生活が長期化する際の生活環境維持対応【町災害対策本部、施設管理者】
  - ・避難者情報の掌握
  - ・医療、保健対応
  - ・生活用品の確保
  - ・環境衛生対応
  - ・プライバシー保護など



### ○避難所の閉鎖【町の避難所担当職員、施設管理者、避難者等】

- ◆避難所閉鎖に向けての避難者の合意形成
  - ※町災害対策本部の指示による
- ◆避難所の撤収



## ◆はじめに

### 1 本マニュアルの目的

中泊町の地域防災計画では、避難所の開設・運営は町の職員によって行われることが定められています。が、休日や夜間に大規模な災害が発生した場合、町の職員や施設管理者の到着が困難となり、計画通りに避難所が開設できないことも予想されます。

実際に、阪神・淡路大震災では、自治体職員も被災したため、必要な人員を早急に避難所へ派遣することや、自治体職員による避難所運営が困難となりました。

しかしながら、ライフラインが途絶した状況のもと、慣れない避難所生活を送る被災者だけで、円滑な避難所運営を行うことは非常に難しいと考えられます。

そこで、町では町職員の他に、避難所に避難してきた町民の皆さんが、自主的かつ円滑に避難所を運営できることを目的として、本マニュアルを作成いたしました。大規模災害発生時に必要となる避難所運営組織の例や役割、発生が予想される課題、その対応方法や各種様式等をまとめました。

町民の皆さんや町職員が、地域や施設の特性を知ることにより、本マニュアルがさらに充実した実効性のあるものになることが望まれます。

<感染症対策追記：令和2年7月>

新型コロナウイルス感染症が流行している中で、災害が発生した場合、避難所という密閉・密集・密接の条件を満たす可能性のある空間の中で、被災者と避難所運営スタッフの感染を防止するため、感染症拡大防止策を徹底することが極めて重要となっています。令和2年6月12日付青防第146号で発出されている青森県の「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営の手引き」を参考に追記しました。

### 2 避難所の機能

避難所は、住民の生命安全を確保する避難施設であり、支援拠点です。災害発生直後は生命の安全確保と安全に過ごせる場所の提供を行います。地震の揺れや浸水被害が収まっても、家屋の被害や電気、ガス、水道等のライフラインの途絶により、生活が困難になったときには、避難所は在宅被災者も含めて地域住民への生活支援を行います。

避難所で提供する主な生活支援の内容は以下の4点です。

- ①生活（就寝等）場所の提供
- ②水、食料、日用品物資の提供
- ③トイレ等の衛生的環境の提供
- ④生活情報及び再建情報の提供

- ・生活支援のためには、中泊町災害対策本部施設担当（避難所担当：町民課長）で、必要な食料、物資等の数量を把握する必要があるため、避難者を同居家族単位で登録します。
- ・避難者への生活支援は公平に行うことを原則としますが、要支援者に対する配慮や男女のニーズの違いなどにも配慮した優先的判断が必要になります。
- ・避難所内では、避難者が自主的に運営できるようにするために、避難者の代表者や町の避難所担当者、施設管理者で構成する避難所運営委員会を設置し、運営に関する事項を協議、決定します。
- ・避難者には、避難者相互の負担をできるだけ軽減し、少しでも過ごしやすくするために避難所のルールを守る義務があります。

### 3 感染対策の基本

#### 1. 事前に決めておくこと

感染拡大防止の観点から、通常の避難所においては、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることは困難です（感染症指定病院への入院・搬送が前提）。

濃厚接触者や感染の疑いがある者（疑似症患者）の方々については、保健所の指示に従い自宅で健康観察を行うことが基本となりますが、非常時には避難者として受け入れざるを得ない場合もあります。このため、必要な物資や住民への周知などの準備、災害発生時の避難所の開設・運営時の対応を事前に決めておく必要があります。

また、避難中においても、感染が疑われる事例が発生した場合には、速やかな隔離、関係機関への連絡など必要な対応を行い、感染の疑いがある者和其他の避難者が接触しない環境を作ります。

区分	対応
濃厚接触者 感染の疑いがある者 (※発熱、風邪のような症状、 倦怠感等がある者)	1. 隔離対応 (1) 私有車で移動してきた場合 ⇒個別に区画されたスペース等に隔離、または私有車で待機 ※濃厚接触者の専用避難所として宿泊施設を確保することも検討 (2) 徒歩で移動してきた場合 ⇒個別に区画されたスペース等に隔離 2. 各保健所に連絡・相談し、その指示に従う
上記以外（一般避難者）	避難者間の距離を確保 体調が悪化した場合は改めて検温・問診

#### 【留意事項】

※検温・問診を行い、上記の区分に沿って対応を分ける

※隔離の際は専用スペースから入口、トイレまでの専用の導線を確保すること

※濃厚接触者と感染の疑いがある者が同時にきたときは、場所を共有させないこと

※トイレは使用後に、濃厚接触者または感染の疑いがある者本人が消毒すること

## ◆第1章 避難所開設前

通常の避難所開設の準備に加え、感染症対策に必要な準備を以下のとおり実施します。

### 1 避難所の確保

新型コロナウイルス感染症が終息しない中においては、ソーシャルディスタンス確保の観点から避難者同士が適切に間隔を保つ必要があり、指定避難所の収容人数が想定よりも少なくなる可能性があります。

#### (1) 指定避難所以外の施設を分散避難の候補地として確保

発生する恐れがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所（以下、「サブ避難所」という）の必要性を検討します。

※指定避難所での十分なスペースの確保や、体育館等が避難所となる学校施設では「空き教室」の活用等も検討します。

サブ避難所の開設が必要な場合は、地域の実情を踏まえ、可能な限り多くのサブ避難所の選定・確保を検討します。サブ避難所を選定・確保する場合は、地域住民の生活圏（小学校学区等）を考慮して検討します。検討にあたっては、施設管理者のほか、地域の自主防災組織や町内会等と連携し、必要な協議（開設基準、運用体制等）を行います。

#### (2) 私有車での避難に備え、指定緊急避難場所の活用や大きな駐車場を持つ施設を確保

風水害：浸水想定区域外にある施設及び土砂災害警戒区域外にある施設

地震：平地にある比較的頑丈な施設

津波：高台にある施設

#### (3) 避難所として旅館等の宿泊施設の活用を検討

### 2 住民への周知

#### (1) 感染リスクを避けるための避難方法を準備するよう啓発

参考資料1「知っておくべき5つのポイント」等を参考、避難の必要性の検討及び避難が必要な場合はどのような避難が望ましいかをあらかじめ考えておくよう住民に周知・啓発する。

##### ●在宅避難の場合

- ①自宅周辺のハザードマップ、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の確認
- ②停電等に備えた物資購入（マスク、食料、水、簡易トイレ、ブルーシート等）
- ③浸水被害に備え2階以上に待機、または知人・親戚宅への避難を検討など

##### ●車避難の場合

- ①車利用を含めた避難ルート、避難場所の事前確認
- ②車避難に備えた車中泊準備（車中泊グッズ、エコノミークラス症候群・熱中症対策等）
- ③いざというときのガソリン確保。

（メーターの半分を下回らないようにする、携行管で保存※40L未満まで）

##### 【参考】

参考資料1 「知っておくべき5つのポイント」（適切な避難行動）

参考資料2 避難計画フロー

様式1 非常用持ち出し品チェックリスト（一般向け）

#### (2) 新しい避難所の情報発信

指定避難所以外の場所を避難場所として活用する場合、ホームページやエリアメール等で事前に情報発信

### 3 感染症対策に必要な物資の準備

- ・ 予防、健康管理  
マスク、非接触式体温計、擦式消毒用アルコール製剤、間仕切り、段ボールベッド、扇風機など
- ・ 消毒  
石けん（※液体）、ウェットティッシュ、ペーパータオル、消毒液
- ・ スタッフ用個人防具  
マスク、ゴム手袋（使い捨て）、ガウン（はっ水性のあるもの）、ゴーグル、フェイスシールド、マスキングテープ

**【参考】**

様式2 感染予防備蓄物資チェックリスト（避難所開設者向け）

**【ポイント】**

- ※ウイルスや細菌の増殖を防ぐため、石けんは固形よりも液体が適当。ただし、液体でも継ぎ足しは不可。
- ※ガウンの手首部分等が開く場合は、マスキングテープで留める
- ※スタッフ用個人防具の正しい着脱方法を確認しておく

### 4 避難所レイアウトの準備

#### (1) 検温・問診場所の準備

- ・ 避難者用居住スペースの外に検温・問診場所を設定  
※動線を入口から完全に分けられる場所に設定
- ・ 新型コロナウイルスに対応する問診票を用意

**【参考】**

- 様式3 問診票
- 様式4 問診票に基づく対応
- 参考資料3 避難所レイアウト例

#### (2) スペースの確保

##### ①一般避難者

- 床に養生テープ等で、1人当たり4㎡以上のスペース、通路幅2mを確保  
※日常の利用に差し支えなければ、テープを貼った状態にする

##### ②濃厚接触者・感染の疑いがある者

- ・ 万が一に備え、避難所に専用スペース、動線を確保できるかどうか事前に確認  
(他の避難者と一切交わらないことが望ましい)

**【2棟以上の建物がある場合・別室が確保できる場合】**

⇒濃厚接触者や感染の疑いがある者のみを収容する建物・個室を決定

**【1棟だけの場合】**

⇒建物に複数の入口がある場合、通常の避難者とは別に専用の入り口を設定

※入口が1つの場合は、間仕切りによる動線の分離も検討

- ・ 入口から専用スペース、トイレに至るまでの動線を想定し、間仕切り等で分離できるか確認  
※間仕切りは床から天井をカバーすることが望ましい
- ・ 可能な限り個室、専用トイレを用意
- ・ トイレは使用者ごとに番号を振り、それ以外は使用しないのが望ましい
- ・ 個室がない場合や1部屋に複数人収容する場合は、間仕切りで分離

- ・専用のゴミ箱を設置（可能な限りフタ付きのもの、足踏み式のを準備）

**【参考】**

参考資料3 避難所レイアウト例

(3) 避難住民向け案内表示の準備

- ・咳エチケット、就寝時も含めたマスク着用、3つの密回避やスタッフに申し出るべき症状をまとめた案内表示をあらかじめ設置

**【参考】**

参考資料4 （案内表示用）体調不良時の申し出

※咳エチケットの徹底や3つの密の回避等については、首相官邸HPで公開しているチラシも活用する

(4) 避難所運営の役割分担の例

- ・総務班 避難所開設、避難者受入、避難所割振、車両避難者への対応、避難所運営委員会の事務局、地域との連携など
- ・被災者管理班 避難者名簿の作成、管理、安否確認等問合せ対応、取材等対応、郵便・宅配対応など
- ・情報広報班 情報の収集、発信、伝達、生活ルール策定・掲示など
- ・施設管理班 施設の安全確認と危険箇所対応、資器材（組立式仮設トイレ等）設置、施設環境整備、防火・防犯など
- ・食糧物資班 物資受入、配布、食料配布、炊き出し、物資管理など
- ・救護班 救護所・医療機関等の開設状況把握、医務室設置、医薬品の管理、AEDの把握、病人・けが人・要配慮者の対応、特に発熱・咳等のある者や濃厚接触者が発生した場合の対応など
- ・衛生班 ゴミ、風呂、トイレ、掃除等の衛生全般に関すること、ペットに関すること、生活用水の確保など
- ・ボランティア班 ボランティアの受け入れ、管理に関すること

## 5 避難所運営訓練の実施

可能な範囲で、関係者間において訓練や演習を実施し、事前に避難所運営の課題を検証しておくことが望ましい。

- ・レイアウト作成、確認（隔離、避難者間の距離確保、間仕切り設置場所等）
- ・必要な連絡先（非常時にアドバイスや協力をもらえる周辺の医療機関、各保健所、県及び市町村対策本部等）の確認

**【参考】**

内閣府「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」

（第一版、令和2年6月8日）

## ◆第2章 避難所の開設

### 1 応急的な避難所運営委員会の設置

町職員や施設管理者がすぐに避難所に到着できない場合で、直ちに避難所を開設する必要がある場合は、避難所に参集した町内会長等で応急的な避難所運営委員会を設置し、開設準備を行います。

### 2 避難所の開設準備

【様式5：開設準備チェックシート】により、実施項目に漏れがないか確認をしながら、開設準備を行います。

感染症対策については、参考資料3にあるレイアウトに基づき設営します。

- ・避難者用居住スペースの外に検温・問診場所を設置
- ・濃厚接触者、感染の疑いがある者に備え、専用スペースの準備
- ・消毒液、配布用マスクの配置、間仕切り等設置
- ・居住スペースの区画（養生テープ貼り付け、間仕切り等設置）
- ・屋外駐車スペースの区割り（車中泊者への対応）
- ・土足での入場を禁止する（貼紙）

### 3 開設方針の確認

避難所は、次のいずれかの場合に開設します。

- ①町長から避難所開設の指示が発令された。
- ②避難所周辺の地域に避難勧告、避難指示（緊急）が発令された。
- ③被災者（現に被害を受ける恐れがある者を含む）からの開設要望があった。

### 4 避難者の安全確保

- (1) 開設準備中は建物外での待機を呼びかけます。《参考資料5》
- (2) 雨天時や厳寒期には改めて場所割りすることを前提に、施設内に誘導します。
- (3) 避難者の移動経路（敷地入口から建物入口まで等）と物資輸送車両の進入経路上は駐車禁止とします。

#### 【感染症対策】

- (4) 受付前に、避難者全員に検温・問診を実施（様式3 問診票）
- (5) 問診結果に基づき、隔離等の対応実施（問診票に基づく対応：様式4）
- (6) 濃厚接触者、感染の疑いがある者は一時的に避難所内の専用スペース（※）へ隔離し、各保健所に連絡・相談
- (7) 濃厚接触者、感染の疑いがある者以外を避難者用居住スペースの一角で受付

#### 【ポイント】

- ※専用スペース：個室等（個室等が確保できない場合は本人の私有車）
- ※入口から専用スペース、トイレに至るまで専用の動線を確保
- ※参考資料6「避難所内での留意事項について」を手渡す

#### 【参考】

参考資料3 避難所レイアウト例

## 5 開設準備への協力要請

避難者に対して、当面の避難所運営への協力を呼びかけます。《参考資料7》

## 6 建物の安全確認

避難所となる建物については、災害対策本部による安全確認をすることが基本ですが、大規模災害の発生直後は全ての避難所に対し、直ちに対応することが困難であることから、【様式6：建物被災状況チェックシート】を用いて臨時的に施設の安全を確認します。

その際、2人以上で実施し、少しでも安全性に不安があるときは、災害対策本部に連絡して確認を受けます。

## 7 ライフライン等の確認

避難所内で、電気、放送設備、水道、ガス、電話、FAX、インターネット、下水道等のライフライン等が使用できるか確認します。

## 8 トイレの使用確認

トイレが使用できるか確認します。使用できない場合は「使用不可」の表示を行い、代替設備について検討、手配します。

## 9 避難スペースの確保、指定

- (1) 【様式7：避難所の開放スペース等】を参考に、避難所の利用範囲を確認、決定します。
- (2) 要配慮者や女性の視点にも配慮した部屋割り、スペース割りを指定します。
- (3) 立入禁止スペースを指定し、貼り紙やロープで表示します。

## 10 利用室内の整理、清掃

避難者の入場に備えて、利用する室内の破損物や備品等を片付けるとともに、最低限の清掃を行います。

## 11 受付の設置

- (1) 受付場所を指定します。
- (2) 備品（長机、椅子、筆記用具等）を準備します。
- (3) 避難者名簿を準備します。
- (4) 受付の付近に、避難所利用範囲や各種ルールを表示します。
- (5) 【様式8：受付時チェックシート】に従って受付を開始します。

## 12 避難者の健康管理

- (1) 衛生管理
  - ・手洗い、消毒、咳エチケット、3つの密の回避の徹底を避難者に要請
  - ・換気の徹底、居住区域、トイレの清掃・消毒
- (2) 3つの密回避
  - ・避難者間の距離の確保（2m以上が望ましい）
- (3) 入所後のケア

- ・体調悪化した避難者については、改めて問診・検温
- ・要配慮者については、必要に応じて福祉避難所等へ搬送
- ・車中泊による避難者については、エコノミークラス症候群及び熱中症等の予防策の実施を促す（定期的なストレッチ運動、水分の補給等）

(4) 発熱、咳等の症状が出ている者のケア

- ・各保健所に連絡・相談し、その指示に従う
- ・発熱者等で同じ兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。やむを得ず同室にする場合は、パーテーション、ビニールシート及び段ボール等で区切るなど工夫する
- ・発熱者等を担当するスタッフは、手袋・ガウン等の防護具を着用する
- ・発熱者等の専用スペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける

### 13 生活班の編成

- (1) 避難者数が多い場合は、町内会などの班を参考に、生活班を編成します。その際の班の名称は「●●生活班」とします。※●●は町内会
- (2) 町内会単位による班編成が困難な場合は、できるだけ顔見知り同士が集まることができるようアドバイスをし、避難者自身に組織させます。
- (3) 観光客など、もともと地域内に居住していない避難者は、まとめて編成します。  
※国、県の感染症対策の方針に基づき運営している場合は地域住民と観光客間に摩擦が生じないように、説明や周知を通して十分に配慮すること。

### 14 避難所の表示

建物の門や玄関付近に避難所の表示を行います。表示は看板或いは貼り紙による表示でも構いません。

### 15 要配慮者や負傷者への対応

要配慮者や負傷者については、特に早期把握に努め、災害対策本部と連携しつつ、適切に対応します。

### 16 災害対策本部への報告

避難所を開設したら、【様式9：避難所状況報告書】により、速やかに災害対策本部へ避難所開設の報告をします。その後、1日最低1回は報告します。



## ◆第3章 避難所運営委員会の役割

### 1 避難所運営会議の開催

#### (1) 開催目的

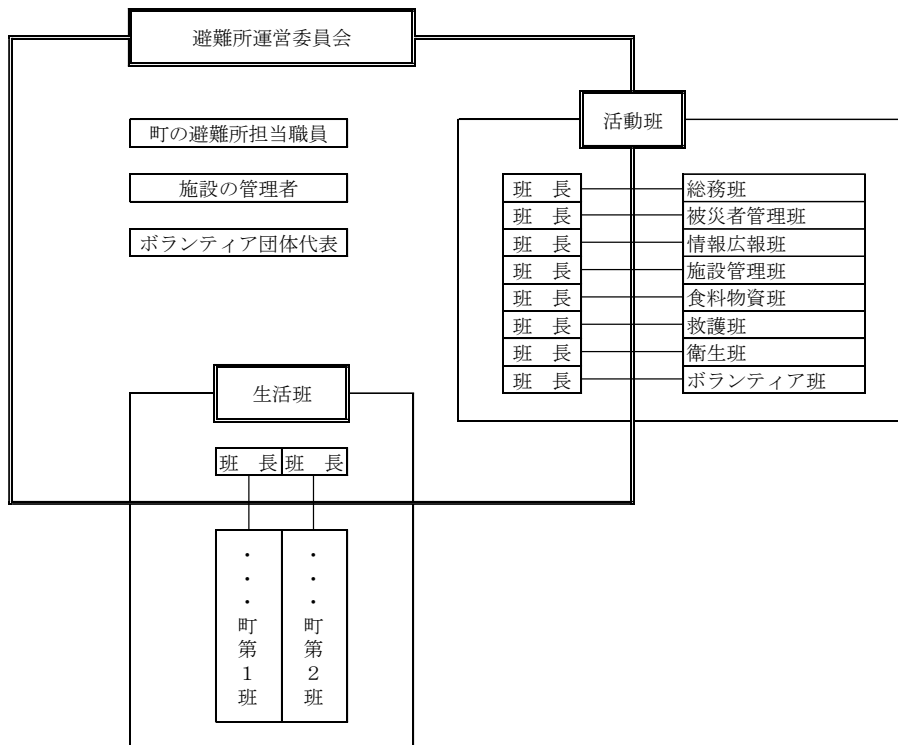
災害対策本部との連絡調整事項の協議や避難所での課題・問題・感染症対策等に対処するなど、避難所の運営を円滑に進めるため、避難所運営会議（以下「運営会議」という。）を開催します。

#### (2) 開催頻度

- ・災害発生直後は、1日2回、朝食前及び夕食後に運営会議を開催します。
- ・朝の会議では、前夜の運営会議以降に連絡する必要がある事項の連絡を主に、夕食後の会議では、問題点についての話し合いを主に運営会議を行います。
- ・災害発生から時間が経ち、連絡事項が減少すれば朝の会議は省略します。
- ・特に連絡事項がない場合でも、最低1日1回は会議を開催し、問題点等を確認します。

#### (3) 参加者

- ・各生活班長、各活動班長（総務班、被災者管理班、情報広報班、施設管理班、食料物資班、救護班、衛生班、ボランティア班）
- ・町の避難所担当職員
- ・施設管理者
- ・（必要に応じて）ボランティア団体代表



## 2 避難所運営委員の役割（時期別）

〈展開期：災害発生後から約1週間程度〉

(1) 生活班の代表選出、各活動班の設置

災害発生直後の混乱した状況が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営体制づくりを始めます。各生活班では、班長と各活動班への代表者を決めます。

班長等はできるだけ交替制とするなど、個人の負担が偏らないように注意します。

(2) 避難所内での場所の移動

避難者の増減など、状況の変化により避難所内での移動が必要になった場合は、避難者の了解を得て、移動を行います。

避難所開設直後から避難所内での場所の移動があることを周知しておく必要があります。

〈安定期：災害発生後1週間目以降〉

(3) 活動班の再編成

避難者の減少により、避難所の規模が縮小するなど、状況の変化があった場合は適宜、活動班の再編成を行います。

(4) 避難所内での場所の移動

避難者の減少や学校の再開など、状況の変化があった場合には避難者の了解を得て、部屋の統廃合など避難場所の移動を行います。

〈撤収期：周辺のライフライン機能が回復し、被災者にとっての本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期〉

(5) 避難所閉鎖に向けての避難者の合意形成

避難所の閉鎖時期については、応急仮設住宅の建築状況、公営住宅の空き家などを考慮しつつ、災害対策本部の指示を受けた上で、避難者の合意形成を行い、施設管理者と相談しながら決定します。

(6) 避難所閉鎖に向けての解散準備等

避難所の閉鎖方針が決定されたら、避難所運営委員会に配置されている人員についても、徐々に縮小することになります。避難所の撤収を円滑に進めるための段取りを決めます。

(7) 避難所の撤収

避難所運営業務の残務整理を終えたら、避難所の運営に係る記録、使用した台帳等の整理をし、災害対策本部に引き継ぎます。また、使用した施設を元に戻し、清掃をした上で避難所を撤収します。

## ◆第4章 避難所運営時の感染症対策

新たな感染症の発生に備え、避難者及び運営スタッフの健康管理、施設の衛生管理を徹底する。

### 1 健康確認

- (1) 避難者等の体調確認
  - ・避難中も定期的に検温・問診を実施（車中泊、テント泊等による避難者を含む）
  - ・運営スタッフの健康管理についても、事前に各自の健康状態（発熱、咳等）を確認し、症状がある場合は従事させないなどの適切な対応を実施
- (2) 緊急時対応（感染の疑いがある者の隔離等）※第2章12-（4）も参照  
避難中に感染の疑いがある者が出た場合は、以下の手順で対応
  - ①各保健所に連絡・相談し、その指示に従う
  - ②個別に区画された専用スペース等に隔離（スペース等が確保できない場合は私有車で待機）
  - ③隔離に際しては、入口から専用スペース、トイレに至るまで専用の動線を確保
  - ④医療機関等へ搬送（搬送方法を事前に検討）

### 2 衛生管理

- (1) 換気の徹底
  - ・窓開け、扇風機の使用等による換気を定期的を実施
- (2) 生活区域の清掃
  - ・清掃の際には、消毒液を使用
  - ・ゴミ袋は2枚重ねで使用し、しっかりと口を閉じて廃棄
- (3) 施設の消毒
  - ・感染の疑いがある者が使用した箇所について消毒実施
  - ・消毒の際には、个人防护具を着用のうえ、消毒液（※）を使用  
※エタノール、次亜塩素酸ナトリウム（使用に際しては、感染管理認定看護師に意見を仰ぐことが望ましい）
- (4) 食事時間等の管理
  - ・密集・密接を避けるため、避難者ごとに食事の時間をずらす
  - ・食事の際には、できるだけ会話を控えるよう周知
- (5) 避難者個々の感染対策
  - ・マスクの着用、咳エチケット、手洗い（水が入手できない場合は、擦式消毒用アルコール製剤を用いる）

### 3 収束後の原状回復

- ・保健所や施設管理者の指示に基づき、施設内の清掃・消毒を行う
- ・清掃の際は个人防护具を着用のうえ、消毒液を使用

### 4 在宅避難者等への支援

- ・救護所設置や食糧供給等の生活情報を広報
  - ・在宅避難や車中泊による避難を行っている住民に対し、要請があれば食糧供給等の支援を実施
- ※濃厚接触者や感染の疑いがある者から要請があった場合は保健所に連絡・相談

## ◆第5章 総務班の役割

### 1 災害対策本部との調整

災害対策本部との連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握・整理を行います。連絡調整事項については、避難所運営会議での協議を前提とするが、急を要する場合は、各活動班の班長と協議し、後ほど運営会議で報告します。

### 2 避難所レイアウトの設定・変更

大勢の人の共同生活が円滑に進められるよう、災害発生時間、被害状況、避難状況に見合った避難所レイアウトを早期に設定します。

例えば、難病患者、避難行動要支援者等については、継続的な医療が必要であることから、小部屋や冷暖房設備が整備された部屋を割り当てる、場合によっては福祉避難所へ移送する配慮が必要です。

また、女性にあっては男性と間仕切りするなど、女性の視点に配慮したレイアウトを構成する必要があります。

感染症対策が必要な場合は、参考資料3 避難所レイアウトに基づき設営します。

### 3 防災資機材や備蓄品の確保

救出、救護に必要な資機材を確保するとともに、必要な場所には貸し出しを行います。

### 4 避難所の記録

後世への教訓として非常に有用な資料とするためにも、避難所内の情報を記録として一元化し、避難所運営会議の内容や避難所での様子、出来事を正しく記録し、保管します。【様式10：避難所記録用紙】参照)

### 5 避難所運営委員会の事務局

避難所運営委員会及び避難所運営会議の開催に関する事務を執り行います。

### 6 地域との連携

大規模な災害が発生すると、電気、ガス、水道といったライフラインも停止します。このため、自宅が被害を免れた方でも、食料や物資の調達ができない場合があります。

災害発生直後は、自宅で生活する方（在宅被害者）に対しても、災害対策本部から食料、物資の提供を行います。

- ・食料や物資は、在宅被災者の分も一括して避難所へ送られて来ます。
- ・必要に応じて、在宅被災者にも地区ごとの組織を作ってもらいましょう。

## 1 避難者名簿の作成、管理

名簿の作成は、避難所を運営していく上で、最初に行われなければならない重要な業務であり、安否確認に対応し、物資や食料を全員へ効率的に安定供給するために不可欠です。できるだけ迅速かつ正確に作成する必要があります。

### (1) 避難者名簿の整理

- ・避難者の受付時、又は避難者を避難スペースに誘導した後、【様式11：避難者名簿】を配付し、記入を依頼して回収します。
- ・体調が悪い方、目の不自由な方、外国人などについては、記入をサポートします。
- ・避難者名簿の記載内容は、個人情報が含まれますので取扱いや保管には厳重に注意します。
- ・回収した名簿を電子媒体に記録し、毎日定時に避難者の入所状況等をまとめます。
- ・屋外の車中泊やテント避難者についても同じく名簿を整理します。
- ・感染症の濃厚接触者や感染の疑いがある者も整理しておきます。  
※感染の追跡調査に備えて保管し、求めがあれば保健所等へ情報提供します。

### (2) 退所者、入所者の管理

- ・退所する方がいる場合、【様式11：避難者名簿】に記入を依頼し、退所者の情報を管理、整理します。
- ・退所した人の分の空きスペースを把握し、共同スペースの新規開設や新しい入所者のために活用できるよう総務班に情報を伝えます。
- ・入所する人がいる場合、【様式11：避難者名簿】に記入を依頼します。
- ・空いているスペースを確認して、部屋の割り振りを行います。
- ・避難所の生活ルールについて、新しい入所者に説明します。

### (3) 外泊者の管理

- ・外泊する人がいる場合、【様式12：外泊届用紙】に記入を依頼します。

## 2 安否確認等問い合わせへの対応

災害発生直後は、安否を確認する電話や来訪者による問い合わせが殺到します。また、避難所には様々な人が出入りすることが予想されます。そこで、安否確認には作成した名簿に基づいて迅速に対応するとともに、避難者のプライバシーと安全を守るためにも受付を一本化し、**訪問者（部外者）が避難所内にむやみに立ち入ることを規制します。**

### (1) 安否確認への対応

- ・被災直後は、施設宛、避難者宛の着信電話が混乱します。誰が電話の対応を行うのか、施設管理者と調整しましょう。
- ・被災直後は、安否確認の電話など、施設内の電話は非常に混雑します。電話番号を当番制にするなどし、特定の人に負担がかからないようにしましょう。
- ・問い合わせに対しては、作成した名簿に基づいて迅速に対応しましょう。

### (2) 避難者への伝言

- ・施設内の電話は直接避難者へは**取り次ぎしない**ようにします。

- ・伝言を避難者に伝えて、折り返しかけ直してもらいましょう。
  - ・伝言方法については、緊急性やその時の状況（人員、繁忙）に応じて、次のような対応が考えられます。
    - ①伝令要員を準備する
    - ②伝言箱を用意する
    - ③館内放送を利用する
  - ・避難行動要支援者には、その障害等に対応した適切な手段により、確実に伝達します。
- (3) 訪問者への対応
- ・避難者以外は、原則として居住空間に立ち入らないようにします。
  - ・入口付近を面会場所として用意し、訪問者との面会は指定した場所で行うことを周知徹底します。

### 3 取材等への対応

発災直後、避難所にはマスコミ等が詰めかけることが予想されます。

#### (1) 基本的な対応方針の決定

取材を許可するか否か、仮に許可した場合に、どのように対応するかについて運営会議で決定します。

#### (2) 具体的な対応

基本的には、取材及び調査に対しては、避難所の代表が対応します。

- ・避難所の代表者は、あらかじめ取材者に対し、避難者のプライバシーに十分配慮すること及び遵守できない場合は取材を中止することを伝えます。
- ・避難所で取材を行う方には、必ず受付への立ち寄りを求め、【様式13：取材者用受付用紙】に記入してもらいます。
- ・取材者バッジ又は腕章を着用するなど、避難所以外の方が避難所内に立ち入る場合には、身分を明らかにしてもらいます。
- ・避難者の寝起きする居住空間での見学や取材は、その居住者の了解を得た場合を除き、禁止します。
- ・避難所の見学には必ず班員が立ち会い、避難者に対する取材へは班員を介して避難者が同意した場合のみとします。

### 4 郵便物、宅配便等の取り次ぎ

避難者宛の郵便物等も大量にのぼることが予想されます。

- ・郵便物等については、郵便局員や宅配業者から避難者へ、直接手渡してもらうこととしますが、防犯の観点から受付に一言声を掛けるよう協力を依頼します。
- ・避難者の人数が多い場合などには、郵便物等を受付で保管します。この場合【様式14：郵便物等受取簿】を作成するとともに、郵便物等の紛失がないよう十分に注意します。

## ◆第7章 情報広報班の役割

### 1 情報収集

通信手段が絶たれた状態が続くことから、情報が錯綜します。被災者にとって必要な情報を収集するために、自ら行政機関へ出向き、他の避難所と連携をとるなどして、情報収集を行います。

#### (1) 行政からの情報収集

- ・各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集します。
- ・定期的に町役場、小泊支所に出向くなどして、公開されている情報を収集します。

#### (2) 他の避難所との情報交換

- ・開店している公衆浴場、商店の情報など、その地域独自の情報は口コミの情報が非常に有効です。近隣の避難所と情報交換することで、地域の状況を把握します。

ただし、情報源については明確に把握し、虚偽の情報に踊らされないことがないように十分注意します。

#### (3) 各種マスコミからの情報収集

- ・テレビ、ラジオ、新聞などのあらゆるメディアから情報を収集します。
- ・集まった情報を分かりやすく整理します。
- ・情報は常に新しくなるので、その情報を受けた日時は必ず明記します。

### 2 情報発信

避難所の状況を正確且つ迅速に外部に伝達することは、適切な支援を受けるために非常に重要です。また、避難所が地域の被害情報を発信することによって、災害対策本部は被災地全体の被害状況をより詳しく把握することができます。

#### (1) 行政への情報発信

- ・情報発信の窓口を一本化し、避難所から発信した情報を整理します。

#### (2) 地域の情報拠点

- ・避難所は地域の情報拠点となります。
- ・避難所外の被災者が自由に情報を得ることができるように、外部の人でも見ることのできる場所に「広報掲示板」を設置します。
- ・情報が錯綜することを防ぐため、掲示板には必ず避難所内で掲示しているものと同じ情報を掲示します。

### 3 情報伝達

正しい情報を避難者全員が共有することは非常に大切です。避難所内にある情報を効率よく、且つ漏れのないように避難者に伝えます。特に、避難行動要支援者への伝達には十分配慮します。

#### (1) 避難者全体への情報伝達

- ・避難所内での情報伝達は、緊急の場合は放送設備等を使用しますが、それ以外の場合は原則として文字情報（貼り紙など）によるものとします。
- ・施設内の入口近くなど、避難者全員の目につきやすい位置に掲示板を作成します。

- ・ 掲示板に掲載する情報には、以下のようなものがあります。

「最新情報」(今日入った情報)

「行政からの情報」(罹災証明書発行、被災者生活再建支援制度など)

「生活情報」(風呂、給水車、ライフライン復旧状況など)

「復興情報」(求人、復興資金など)

「使用施設関連情報」(避難所となった施設に関する情報)

「避難所新聞」(かわら版)

「何でも伝言板」(避難者同士の情報交換) など

- ・ 掲示板に掲載する情報には必ず、掲示開始日時を掲載し、いつの時点の情報であることを明確にします。
- ・ 避難者へ定期的に掲示板を見るよう呼びかけます。
- ・ 特に重要な項目については、避難所運営会議で生活班長に連絡し、生活班長を通じて口頭で避難者へ伝達してもらいます。
- ・ 視覚や聴覚に障害のある方や外国人など、情報が伝わりにくい避難者に対しては、災害対策本部と連携し、それぞれに対応した音声や文字による情報伝達に配慮します。

## (2) 避難者個人への情報伝達

避難者個人への情報伝達は様々な方法が考えられますが、ここで紹介する伝言箱の設置も有効な手段です。

- ・ 避難者個人宛の連絡用に生活班別に1つの伝言箱を設け、生活班長が受け取りに来る体制を作ります。
- ・ 伝言箱の中身については、プライバシーの保護に気を付けて取り扱います。



## 1 避難所の安全確認と危険箇所への対応

余震などによる二次災害を防ぐため、施設の安全確認と危険箇所への対応を早急に行います。

### (1) 災害対策本部による施設の安全確認

- ・施設の安全確認については、災害対策本部へ要請（町民課長へ）し、早急に行ってもらいます。

### (2) 危険箇所への立入りを厳重に禁止

- ・危険と判定された箇所については、立入りを厳重に禁止し、貼り紙や進入禁止のロープを用いるなど、注意を呼びかけます。
- ・特に子供などが立ち入る可能性のある危険箇所については、バリケードを設置するなど、立入りを厳重に禁止します。

### (3) 日常的な安全確認

- ・【様式6：建物被災状況チェックシート】を使用して、日常的に安全確認を行います。

## 2 防火、防犯

発災後には、被災地の治安が悪化することも十分に考えられます。また、集団生活においては火災の危険性も増すことから、防火・防犯に留意するよう避難所内外へ呼びかけます。

### (1) 火気の取扱い場所の制限

- ・基本的に室内は火気厳禁、禁煙とします。
- ・喫煙は定められた喫煙場所でのみ許可します。

### (2) 火気の取扱いに注意

- ・部屋ごとに火元責任者を決め、ストーブなど室内で使用する火気については、厳重に管理します。
- ・部屋単位、個人単位で所有する火の元（カセットコンロ等）の配置場所に注意します。人目につきやすく、しかも燃えやすいものから離れていることが必要です。
- ・火気を取り扱う場所には必ず消火器、消火バケツ等を設置します。

### (3) 夜間の当直制度の設定

- ・異常発生時に備え、夜間も当直制度を設け、当直者は予め決められた部屋で仮眠をとるようにします。
- ・防火、防犯のために夜間の巡回を行います。

### (4) 避難所内への部外者の出入りを制限

- ・多くの避難者が生活する避難所では、全ての入り口の扉を施錠することはできないため、不特定多数の人の出入りが可能となり、トラブルが起きやすくなります。
- ・日中は入口付近に受付を設け、担当者が外来者についてチェックする体制をとります。
- ・夜間は入り口の扉は原則として閉鎖し、運営本部に近い入り口を1箇所だけ施錠せず、夜遅くに避難所へ戻る避難者が出入りできるようにします。

### (5) 防火、防犯のため夜間巡回の実施

- ・被災地が混乱している間は、避難所内の治安を維持するため、夜間巡回を行います。
- ・余裕があれば警察と協力し、周辺地域の巡回を行い、地域の防犯にも努めます。

## ◆第9章 食料物資班の役割

### 1 食料、物資の調達

災害発生直後は食料の十分な配給を行うことができません。災害対策本部（財政課長）へ避難所の場所と避難者数や食料、物資を速やかに報告するとともに、調理施設等が衛生的に利用でき、且つ防火対策が講じられる場合は、避難者が協力し合って、炊き出し等を行うことにより食料の確保を行います。

ただし、難病患者、人工透析患者や糖尿病患者等の場合、食事制限があることや高齢者の場合は柔らかい物が必要であるなど、避難行動要支援者に対する食料の確保には十分配慮します。また、状況が落ち着いてきたら避難者の食料、物資に対する要望をまとめ、それらの支給を災害対策本部（財政課長）に働きかけます。

(1) 必要な食料、物資を災害対策本部に報告

【様式15：食料依頼伝票】

【様式16：物資依頼伝票】

(2) 災害対策本部からの支援が不足する場合や遅れる場合には、避難所として独自に入手を試みるなど対応策を考える必要があります。

(3) 被災者ニーズの反映

- ・状況が落ち着いてきたら各生活班に対し、必要とする食料・物資の調査を行い、避難者のニーズを把握して食料、物資の要請を行います。
- ・食料、物資の要請は、将来的な予測を立てて行います。【様式17：食料・物資要望票】

### 2 炊き出し

災害対策本部から食料等が配給されるまでの間、避難者自らが行う炊き出しは食料確保に重要な役割を担います。調理施設等が衛生的に利用でき、かつ防火対策が講じられる場合は、避難者全員で協力して炊き出しを行い、健康な食生活ができるよう努めます。

### 3 食料、物資の受け入れ

災害対策本部などから届く食料、物資の受け入れには大量の人員が必要となります。

- ・当番制によりできるだけ多くの人員を集め、効率よく避難所内に物資等を搬入します。
- ・受け入れた物資は、【様式18：物資受払簿】に記入して管理します。

### 4 食料の管理、配給

避難所内にある食料の在庫や状態を把握することは、避難所の運営において必須業務です。特に災害発生直後の混乱した状況下では、食料が十分に行き届かないことも予想されるため、食料の在庫等を常に把握し、計画的に配給することが重要となります。

感染症対策が必要な場合は災害対策本部や運営委員会を協議し、配給時間を避難者ごとにずらすなどの工夫が必要となります。

### 5 物資の管理、配布

避難所内にある物資の種類とその在庫を把握することも、避難所の運営において必須業務です。物資の在庫や状態を把握することで、避難者のニーズに迅速に対応することが可能となり、不足しそうな物資の配布を効率よく災害対策本部に働きかけていくことが可能となります。

## ◆第10章 救護班の役割

発災時には、全ての避難所に救護所（災害対策本部町民課長が医療救護を実施する場所）が設置されるとは限りません。できる範囲で病人、けが人の治療に当たり、障害者や高齢者などの避難行動要支援者の介護等を行います。また必要に応じて感染症対策の準備・指導を行います。

### 1 近隣の救護所、医療機関の開設状況の把握

- ・近隣の救護所の開設状況を把握します。
- ・地域内の医療機関の開設状況を把握し、連絡先を確認するとともに、事前に緊急の受診などの協力を依頼します。
- ・感染症の疑いがある者が出た場合は、必要に応じて災害対策本部を通し、保健所への連絡調整を行います。

### 2 避難所内への医務室の設置

- ・発災直後は、地域内の医療機関も被災し、診療が不可能となっていることが考えられます。急病人等に対応するためにも、避難所内に医務室を開設します。
- ・避難所内の医務室で対応できないような場合には、速やかに救護所や近隣の医療機関に応援を要請します。
- ・避難者の中に医師、看護師などの有資格者がいる場合には協力を要請します。
- ・感染症対策が必要な場合は、できる限り部屋を分けて開設します。難しい場合はパーテーション、ビニールシート、段ボール等で区切るなどで工夫します。

### 3 避難所内にある医薬品の種類、数量の把握

- ・医務室などの避難所内にある医薬品の種類、数量について把握し、管理します。
- ・必要最低限の医薬品については、物資担当者との連絡をとり、常備するよう心がけます。

### 4 AED（自動体外式除細動器）の設置場所の確認等

- ・避難所内にAEDがある場合は、その設置場所を確認するとともに周知を図ります。
- ・避難所内にAEDが無い場合は、最寄りの設置場所を確認するとともに周知を図ります。
- ・避難者の中にAED講習会の受講者等がいるか確認し、把握しておきます。

### 5 避難所内の病人、けが人、要配慮者への対応

- ・避難者のうち、病人やけが人、要配慮者については、以下の内容について把握します。ただし、プライバシーの観点から、把握した情報の管理には十分に注意します。  
氏名、年齢、病名、服用している薬、かかりつけの医師、食事、物資等の個別の要望
- ・要配慮者のうち、避難所での生活が困難な避難行動要支援者については、設備のある別の避難所や福祉避難所への移送、又は病院への収容も検討し、要請します。

### 6 往診、相談会等の開催

医療機関からの往診や健康に関する相談会、支援に関する相談会などを定期的で開催します。

### 1 ゴミに関すること

避難所では大勢の避難者が生活するため、大量のゴミが発生します。また、特に災害発生直後の混乱した状況では、ゴミの収集も滞る恐れがあります。

- (1) 避難所敷地内の屋外で、以下のような場所にゴミ集積場を設置します。
  - ・塵芥車が入りやすい場所
  - ・調理室など、衛生に関して十分に注意しなければならない箇所から離れた場所
  - ・居住空間からある程度以上離れ、臭気などが避けられる場所
  - ・直射日光が当たりにくく、屋根のある場所
- (2) ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積場を清潔に保ちます。
  - ・通常通りの分別収集をするよう呼びかけます。
  - ・危険物（空のカセットボンベ等）の分別には特に注意を払います。
  - ・各世帯から排出されるゴミは、居住組ごとにゴミ袋を設置してまとめ、ゴミ集積場に捨てます。
- (3) ゴミの収集が滞り、やむを得ない場合には、焼却処分について災害対策本部と検討を行います。
  - ・災害時の混乱した状況下では、ゴミ収集が滞る場合も想定されます。施設内に焼却炉がある場合には、災害対策本部と協議の上、火災防止に十分配慮した上で焼却処分を行うことも検討します。
- (4) 感染症対策が必要な場合は、生活区域でのゴミ袋は可能な限り2枚重ねで使用し、破棄する際はしっかりと口を閉じるよう徹底・周知します。

### 2 風呂に関すること

大勢の避難者が生活する場所において、避難者が平等に且つ快適に入浴の機会を得られるようにします。

- (1) 避難所内に仮設風呂、シャワーが設置されない場合
  - ・もらい湯を奨励します。
  - ・地域内に公衆浴場があれば、その開設状況を把握し、利用を呼びかけます。
- (2) 避難所内に仮設風呂、シャワーが設置された場合
  - ・男女別に利用時間を設定します。
  - ・当番を決めて交代で清掃を行います。

### 3 トイレに関すること

ライフラインが寸断され、水が自由に使用できない状況下では、トイレの確保は深刻な問題となります。避難者の人数に応じたトイレを確保し、その衛生状態を保つことは避難所運営において重要な業務です。

- (1) トイレの使用可能状況を調べる。
  - ・施設内のトイレの配水管が使用可能かどうか早急に調べます。
  - ・配水管が使用不可能な場合は、トイレを使用禁止とし、貼り紙をするなどして避難者に知らせます。
- (2) 既設トイレが使用できない場合（大勢の避難者がいる避難所では既設トイレの使用可否に関わらず）は、速やかに仮設トイレの設置場所と必要数（概ね100人あたり1基）を災害対策本部に連絡します。
  - ・屋外で照明設備を確保する必要がある場合もあります。
  - ・仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者にも配慮して洋式仮設トイレの設置が必要です。
- (3) トイレ用水を確保する。
  - ・配水管が使用可能な場合には、汚物を流すための用水を確保し、トイレを使用します。（水の確保については、「7生活水の確保」を参照）
- (4) トイレの衛生管理には十分に注意を払う。
  - ・トイレの清掃、消毒は定期的（当初は毎日数回ずつ）に行います。
  - ・避難者にトイレの清潔な使用方法について、十分に呼びかけます。

- ・トイレ使用後の手洗い、消毒ができるよう配慮します。例えば、入り口に消毒水を手洗い用として用意します。消毒水は作成日時を明記し、定期的に交換します。
  - ・清掃用具、汚物専用容器、トイレットペーパーの確保にも注意します。
- (5) 感染症対策が必要な場合は、トイレの使用も分けるよう工夫が必要となります。簡易トイレ、仮設トイレの設置場所に十分注意します。

#### 4 掃除に関すること

避難所は大勢の方が共同生活を行う場所であるため、避難者全員が避難所内の清掃を心がける必要があります。

- ・共有部分の掃除は、生活班を単位に当番制をつくり、交代で清掃を実施します。
- ・居室部分の掃除は、毎日1回の清掃時間を設け、実施します。
- ・感染症対策には次亜塩素酸ナトリウムや消毒液による清拭を実施します。

#### 5 衛生管理に関すること

ライフラインが停止し、物資が不足する中での避難所生活は、決して衛生的なものとはいえません。疾病の発生を予防し、快適な避難所環境を作るために、衛生管理には十分に注意を払います。

##### (1) 「手洗い」の徹底

- ・手洗い用の消毒液を調達して消毒水を作り、トイレなどに備え付けて手洗いを励行します。
- ・季節によっては、施設内の必要箇所（特に調理室など）を消毒するための消毒液などを調達し、定期的に消毒を実施します。

##### (2) 食器の衛生管理の徹底

- ・衛生管理の観点から、できるだけ使い捨ての食器やサランラップを活用して使用します。
- ・使い捨ての食器を十分に調達できない場合には、使い捨ての食器又は通常の食器の再利用も行います。
- ・食器の再利用を行う場合には、各自が用いる食器を特定して、食器の洗浄などは各自が責任を持って行うこととします。

##### (3) 避難所での集団生活においては、風邪などの感染症が蔓延しやすくなるため、十分な対策を講じます。

- ・外出から帰ってきたら、うがいや手洗いをするなど、十分に予防策を講じます。
- ・マスクやうがい薬など、予防のために必要なものは、適宜、食料物資班の担当者を通じて災害対策本部に要望します。

##### (4) 感染症対策として、窓開けや扇風機の使用等による施設の換気を定期に実施します。

#### 6 ペットに関すること

災害が起こると、人間と同様にペットも生活の場を失います。大勢の方が生活する避難所内で人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設け、トラブルにならないよう注意する必要があります。

なお、盲導犬、介助犬などの身体障害者補助犬はペットではありません。「身体障害者補助犬法」により、公共的施設を身体障害者が利用する場合に同伴を認められています。ただし、避難所内へ同伴することで、他の避難者がアレルギーによる発作を起こす可能性がある場合は、障害者と補助犬用の別室を準備するなどの配慮が必要となります。

##### (1) 避難所の居室部分には、原則としてペットの持込み禁止

- ・多種多様な価値観を持つ人が共同生活を行う場では、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しやすいこと、また、動物アレルギーの人がいる可能性を考慮し、居室へのペット持込みは禁止とします。

##### (2) ペット飼育スペースの設置

- ・敷地内の屋外（余裕がある場合には室内も可）に専用スペースを設け、その場で飼育するようにします。
- ・ペットと避難所で共同生活を行うため、ペットの飼育及びペットの飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理することとします。

- (3) 登録台帳の記入
  - ・避難所にペットを連れて来た避難者に対して、窓口で届けるよう呼びかけ、【様式19：避難所ペット登録台帳】に記載させます。
- (4) 大型動物、危険動物の同伴禁止
  - ・大型動物や危険動物を避難所へ同伴することは原則断るようにし、災害対策本部（町民課長）に対応を要請します。
- (5) ペットの飼育場所とルール
  - ・ペットの飼育場所と飼育ルール（《参考資料8：ペットの飼育ルール広報文》参照）を飼育者及び避難者へ周知し、徹底を図ります。
- (6) ペットの救護活動情報
  - ・ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供します。

## 7 生活用水の確保

災害時に生活用水を確保することは、非常に重要な業務です。生活用水の確保は、労力を必要とする業務なので、避難者全員で協力して行います。

- (1) 避難所内で使用する水は用途に応じて明確に区別します。
  - ① 飲料、調理用
  - ② 手洗い、洗顔、歯磨き、食器洗い用
  - ③ 風呂、洗濯用
  - ④ トイレ用
- (2) 飲料、調理用の確保
  - ・飲料用の水は、原則として救援物資として届くペットボトルを使用します。
  - ・ペットボトルはできるだけ直射日光の当たらない温度の低い場所に保管し、開栓後は長く保存しないように注意します。
  - ・ペットボトルの水が確保できない場合、又は不足する場合は、給水車の水や飲用可能な井戸水、湧水を使用します。
  - ・給水車の水、井戸水、湧水の保管に関しては、清潔を保つように留意します。
- (3) 手洗い、洗顔、歯磨き、食器洗い用の水の確保
  - ・手洗い、洗顔、歯磨き、食器洗い用の水は、原則として給水車の水や飲用可能な井戸水、湧水を使用します。ただし、これらの水を確保できない場合であって、賞味期限を過ぎたペットボトルの水が保管されている場合は、避難者の同意を得て使用するものとします。
  - ・水の保管に関しては、清潔を保つように留意します。
  - ・「手洗い、洗顔等用」として使用した水は、トイレ用水として再利用することを心がけます。

《用途別の生活用水の使い方の例》

	飲料用 調理用	手洗い用 洗顔用 歯磨き用 食器洗い用	風呂用 洗濯用	トイレ用
飲料水（ペットボトル）	◎	○		
飲料水（ペットボトル）賞味期限切れ	△	○	◎	◎
給水車の水	○	◎	○	○
井戸水、湧水（飲料可能）	○	◎	◎	○
井戸水、湧水（飲料不可）	×	×	△	◎
プール、河川の水	×	×	×	◎

凡例

- ◎：最適な使用方法
- ：使用可
- △：水質により判断
- ×：使用不可

様 式 編

【様式 1:非常用持ち出し品チェックリスト(一般向け)】

非常用持ち出し品チェックリスト(一般向け)

品目		備考
一般的な持ち出し品	非常用持ち出しバッグ	<input type="checkbox"/>
	飲料水	<input type="checkbox"/> 車中泊の場合、エコノミークラス症候群、熱中症対策として多めに用意
	食料	<input type="checkbox"/> アルファ米、乾パン、缶詰、インスタント食品、調味料等
	現金	<input type="checkbox"/>
	預金通帳、印鑑	<input type="checkbox"/>
	健康保険証	<input type="checkbox"/> 人によっては身体障害者手帳、愛護手帳なども準備
	運転免許証	<input type="checkbox"/>
	懐中電灯	<input type="checkbox"/>
	ラジオ	<input type="checkbox"/>
	電池	<input type="checkbox"/>
	携帯電話充電器	<input type="checkbox"/>
	タオル、風呂敷	<input type="checkbox"/>
	使い捨てカイロ	<input type="checkbox"/>
	アルミ蒸着シート	<input type="checkbox"/>
	洗面用具	<input type="checkbox"/>
	缶切り、栓抜き、はさみ等	<input type="checkbox"/>
	食器	<input type="checkbox"/> 割り箸、紙製の皿・コップ等、食品用ラップ
	衣類	<input type="checkbox"/> 着替え、レインコート、防寒着
	靴、スリッパ	<input type="checkbox"/>
	軍手	<input type="checkbox"/>
	マッチ、ライター	<input type="checkbox"/>
	応急医療品、常備薬	<input type="checkbox"/> ばんそうこう、ガーゼ、包帯、消毒薬等
	お薬手帳	<input type="checkbox"/>
	ティッシュペーパー	<input type="checkbox"/>
	紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、整理用品、母子手帳	<input type="checkbox"/>
	簡易トイレ	<input type="checkbox"/>
	トイレトペーパー	<input type="checkbox"/>
	マスク	<input type="checkbox"/>
	体温計	<input type="checkbox"/>
	石けん	<input type="checkbox"/> 液体石けんが望ましい
消毒液	<input type="checkbox"/>	
ウェットティッシュ	<input type="checkbox"/>	
手拭きタオル・ハンカチ	<input type="checkbox"/>	
オーラルケア用品(うがい薬等)	<input type="checkbox"/>	

※避難所にマスクや消毒液、体温計があるとは限りません。

※いつでも持ち出せるようにしましょう。

※車中泊に備え、車の中にも非常用持ち出し品を用意しましょう。



【様式 2: 感染予防備蓄物資チェックリスト(避難所開設者向け)】

感染予防備蓄物資チェックリスト(避難所開設者向け)

品目		備考	
予防策・健康管理	マスク	<input type="checkbox"/> ( ) 枚	
	体温計(非接触式)	<input type="checkbox"/> ( ) 個	
	パルスオキシメーター	<input type="checkbox"/> ( ) 個	
	擦式消毒用アルコール製剤	<input type="checkbox"/> ( ) 個	
	間仕切り・仕切り用ビニール	<input type="checkbox"/> ( ) 枚	
	段ボールベッド	<input type="checkbox"/> ( ) 個	
消毒	石けん	<input type="checkbox"/> ( ) 個	液体石けんが望ましい
	消毒液(エタノール等)	<input type="checkbox"/> ( ) 個	
	ウェットティッシュ	<input type="checkbox"/> ( ) 個	アルコール含有のもの
	ペーパータオル	<input type="checkbox"/> ( ) 個	
個人防護服	マスク	<input type="checkbox"/> ( ) 枚	
	ゴーグル、フェイスシールド	<input type="checkbox"/> ( ) 個	
	ガウン(レインウェアでも可)	<input type="checkbox"/> ( ) 着	撥水性のあるもの
	ゴム手袋(使い捨て)	<input type="checkbox"/> ( ) 枚	
扇風機	<input type="checkbox"/> ( ) 台		
簡易トイレ	<input type="checkbox"/> ( ) 台		
ゴミ箱(専用スペース用)	<input type="checkbox"/> ( ) 個	蓋つきの物が望ましい	
古新聞	<input type="checkbox"/> ( ) 枚		
養生テープ・マスキングテープ	<input type="checkbox"/> ( ) 個		
問診票	<input type="checkbox"/> ( ) 枚		
サインペン、ポスター類	<input type="checkbox"/> ( ) 枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い、消毒法</li> <li>・咳エチケット</li> <li>・感染予防対策</li> <li>・ゴミの取り扱い</li> <li>・申し出る必要がある症状を列記したポスター等</li> </ul>	

【様式 3:問診票】

## 問 診 票

受付番号		避難所名		
記入日時	令和 年 月 日 時 分	体 温	度	
氏 名		年 齢		性別
連 絡 先	— —	車両ナンバー		

あてはまる数字に○をつけてください。

<症状>

- 1 熱がある( 日 前 から 度 程度)
- 2 風邪のような症状などがある  
(該当するものに○:咳、鼻水、頭痛、のどの痛み、その他\_\_\_\_\_)
- 3 息苦しさがあ
- 4 強いだるさがある
- 5 インフルエンザのような症状(寒気、関節痛・筋肉痛など)がある
- 6 においがわかりにくい、味がわからない
- 7 咳があり、血がまざった痰がでる
- 8 からだにぶつぶつ(発疹)が出ていて、痛みがある
- 9 唇や口の周りにぶつぶつ(発疹)が出ていて、痛みがある
- 10 下痢便(水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出するような便等)が出た
- 11 吐いた、または吐き気がする
- 12 おなかが痛く、便に血がまざっている
- 13 目が赤く、目やにが出ている
- 14 その他(\_\_\_\_\_)
- 15 該当なし

<現状>

- 1 通院している(通院理由:\_\_\_\_\_)
- 2 日常的に薬を服用(薬名:\_\_\_\_\_)\*お薬手帳がある場合、ご提示ください。
- 3 妊娠している(妊娠第\_\_週、出産予定日:\_\_月\_\_日)  
\*母子手帳がある場合、ご提示ください。
- 4 該当なし

<2週間以内の行動歴>

- 1 県外に出かけていた(訪問先:\_\_\_\_\_)
- 2 海外から帰国(訪問先:\_\_\_\_\_)
- 3 県外・海外から帰省・来訪された方との交流があった  
(\_\_\_\_\_から帰省・来訪した\_\_\_\_\_) 例:東京から帰省した息子)
- 4 該当なし

<濃厚接触の有無> 有 ・ 無

新型コロナウイルス患者との接触があった場合 最終接触時期:令和 年 月 日頃

【様式 4: 問診票に基づく対応(避難所運営者向け)】

問診票に基づく対応(避難所運営者向け)

問診結果に基づき、下記のとおり対応しました。

1 新型コロナウイルスの疑い

●濃厚接触の有無(有・無)

→2週間以内に濃厚接触した場合、各保健所に連絡・相談

濃厚接触者用宿泊施設に収容可能ならば、避難者本人の私有車で移動

(※施設が開設しているか確認)

移動困難な場合、専用スペースに隔離

●症状の有無

問診結果		
1 発熱	℃ 日前	
2 風邪の症状		咳、鼻汁、頭痛、のどの痛み等
3 息苦しさ		
4 強いだるさ		

→いずれかに該当する場合は、各保健所に連絡・相談

PCR検査を受ける場合は、避難者本人の私有車で移動

移動困難な場合、専用スペースに隔離

※<2週間以内の行動歴>もしくは<現状>に該当がある場合は必ず連絡・相談

●対応措置結果(いずれかに○)

対応措置結果	備考
専用スペースへ隔離	
私有車に便乗し観察中	
その他( )	

2 その他感染症

	問診結果	推定される感染症
5 寒気、関節痛・筋肉痛		発熱ある場合は、インフルエンザ
6 咳、血痰		肺疾患
7 体に発疹(痛み無)		発熱ある場合は、水痘やはしか、風疹等
7 体に発疹(痛み有)		带状疱疹等
8 唇、口周りに発疹		単純ヘルペスウイルス感染症
9 下痢便		ノロウイルス感染症その他の消化器感染症
10 吐いた、吐き気		
11 腹痛、血便		細菌性の急性下痢
12 目充血、目やに		ウイルス性結膜炎
13 その他		※必ず医療機関等に相談すること

→ 個室に隔離し、医療機関に相談(必要に応じて救急車等で搬送)

※感染者と家族の分離が困難な場合(乳幼児等)は、医療機関や保健所等と相談し、予防措置

(マスク、消毒液等用意)したうえで、同じ場所での隔離も検討

※保健所、医療機関等に連絡・相談する際には、この用紙に下記の事項を追記し、問診票と

あわせ、FAX等で送付

受付番号(問診票)		避難所名	
避難者名		連絡先	TEL: FAX:
担当者名			
保健所等への送付日時	月 日 時 分		

【様式 5:開設準備チェックシート】

開設準備チェックシート

項目	内容	確認
避難所運営委員会設置	応急的な避難所運営委員会を設置	
開設方針の確認	災害対策本部からの開設指示が発令	
	避難勧告・避難指示(緊急)が発令	
	被災者からの開設要望があった	
避難者の安全確保	開設準備中は建物外での待機を呼びかける	
	雨天時・厳寒期は、改めて場所割りすることを前提に、施設内に誘導する	
	避難者の移動経路と物資輸送車両の進入経路上は、駐車禁止とする	
開設準備への協力要請	避難者に対して当面の運営協力を呼びかける	
建物の安全確認	災害対策本部による安全確認	
	「建物被災状況チェックシート」による安全確認	
ライフラインの確認	電気の使用	
	放送設備の使用	
	水道の使用	
	電話の使用	
	FAXの使用	
	インターネットの使用	
	下水道の使用	
トイレの使用確認	使用できない場合は表示と代替設備の準備	
避難スペースの確保・指定	避難所の利用範囲を確認(避難生活用、運営管理用、救援活動用など)	
	部屋割り・スペース割りの指定	
	立入り禁止スペースの指定・表示(貼り紙やロープ)	
利用室内の整理・清掃	破損物・備品等の片付け、清掃	
受付の設置	場所の確定[場所: ]	
	備品の準備(長机、椅子、筆記用具等)	
	避難者名簿の準備	
	受付付近に、避難所利用範囲や各種ルールの表示	
生活班の編成	町内会の班などを参考に編成する	
	観光客など、もともと地域内に居住していない避難者は、まとめて編成する	
	班長を決定する	
避難所の表示	門・玄関付近に避難所の表示を設置	
要配慮者への対応		
女性への対応		
負傷者への対応		
災害対策本部への連絡	避難所状況報告書(第1報)のFAX又は電話連絡	

建物被災状況チェックシート(表面)

チェックを行う前に必ず読んでください。

- ・避難所を開設するにあたって、避難所となる施設の安全性を確認します。
- ・町の避難所担当職員、施設管理者、避難所運営委員会員のうち、2人以上で危険箇所を注意しながら、このチェックシートを使って、目視による点検を行います。
- ・一見して危険と判断できる場合は災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。
- ・質問1から順番に点検を行います。
- ・質問1～8(外部の状況)までで、B又はCと判断された場合は、建物に入らず、質問9以降については調査する必要はありません。
- ・危険と認められる場所には、貼り紙をするなどして、立入禁止とします。
- ・このチェックシートの質問項目に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、災害対策本部へ連絡して確認を受けましょう。
- ・質問 1～13 を集計し、下記「チェック結果」に該当項目の合計数を記入します。
- ・以下の判定により、必要な対応をとります。

	判定	対応
Cが一つでもある	危険	施設内へは立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討する。
Cはないが、B が一つでもある 又は 14 の記入内容に気になる点がある	要注意	施設内へは立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じる。
Aのみである	使用可	危険箇所に注意し、施設を使用する。

- ・余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検する。
- ・このチェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものであり、災害対策本部に連絡し、早急に調査・確認を受けること。

チェック結果

避難所名	確認日時	確認者名
Aの数	Bの数	Cの数

建物被災状況チェックシート(裏面)

《その1:外部の状況》

質問		該当項目		
		A	B	C
1	建物周囲に、地すべり、がけくずれ、地割れ、砂の吹き出し、液状化現象、地盤沈下などが生じたか	いいえ	生じた	ひどく生じた
2	建物の基礎が壊れましたか	いいえ	壊れたところがある	ひどく壊れた
3	建物が傾きましたか	いいえ	傾いている気がする	明らかに傾いている
4	外壁材は壊れましたか	B・C以外	大きな亀裂がある・一部落下している	大きく壊れている・落下している
5	屋根材は壊れましたか	いいえ	壊れている・一部落下している	大きく壊れている
6	窓ガラスは割れましたか	いいえ又は現場でふさげる程度	現場で対応できないほど割れた	
7	外部階段、バルコニー、高架水槽、大型看板、隣接する建物等が余震などにより避難所の建物や敷地内に落下、転倒する危険性がありますか	いいえ	可能性がある	今にも落下、転倒しそうだ
8	ガス臭・灯油等の臭い(ガス漏れ・灯油等の漏れの可能性)はありますか	いいえ	ややある	かなりある・漏れている

ここまでのチェックで、BまたはCの該当項目があった場合は、建物内に入ってチェックする必要はありません。(質問9以降は点検不要です)

その他、気がついた状況等があれば、質問 14 の回答欄に記入してください。

《その2:内部の状況》

質問		該当項目		
		A	B	C
9	床が壊れましたか	B・C以外	少し傾いた、又は沈下した	大きく傾いた
10	柱が折れましたか	B・C以外	大きなひび・ゆがみを生じたものがある	完全に折れたものがある
11	内部の壁が壊れましたか	B・C以外	大きなひび割れがある・一部落下している	大きく壊れている・落下している
12	出入口・各室のドアは動きませんか	C以外		かなり動きにくい・動かない
13	天井や高所の照明器具が壊れましたか	B・C以外	落下の危険性がある	落下している
14 その他、気がついた状況を記入してください (例: 塀が壊れた、水・ガス・灯油等が漏れている、付近の電線が切れて垂れ下がっている、家具が倒れたなど)				

【様式 7:避難所の開放スペース等】

避難所の開放スペース等

分 類		部 屋 名
◎避難生活スペース		
要配慮者スペース		
避難所運営用	◎受付場所	
	◎広報場所	
	◎事務室	
	運営本部室	
	会議場所	
	仮眠場所	
救護活動用	◎救護室	
	物資保管室	
	物資配付場所	
	特設公衆電話の設置場所	
	相談所	
避難生活用	◎更衣室(兼授乳場所)	
	休憩所	
	調理場所	
	遊技場・勉強部屋	
屋 外	仮設トイレ	
	ゴミ集積場	
	喫煙場所	
	物資の荷下ろし場	
	仮設入浴場	
	洗濯・物干し場	
	駐輪場・駐車場	
<p>《利用しない部屋》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長室、職員室、事務室、館長室等の施設管理に必要な部屋</li> <li>・理科室、機械室など危険物のある部屋</li> </ul>		
<p>《予備スペース》</p> <p>応急遺体安置場所(原則として避難所には遺体を安置しないが、避難者の死亡等、やむを得ない場合には、避難スペースと隔離した位置に確保する)</p>		

◎印が付いたスペースは、避難所開設当初から設けるようにする。

【様式 8: 受付時チェックシート】

受付時チェックシート

チェック項目	チェック内容
<p>□1. 受付 ※大勢の方が集中した場合は、名簿への記入は事後となることもやむを得ないが、できるだけ早い段階で氏名・住所等の基礎的な内容だけでも記入してもらう。</p>	<p>・同居している家族等の単位で記入してもらう。 (避難行動要支援者の場合、必要に応じて記入を手伝う。) →【様式5: 避難者名簿】</p>
<p>□2. 避難所内の割当て・誘導</p>	<p>・早い者勝ちではないことを周知する。 ・できるだけ地域(編成が済んでいれば、生活班)ごとにまとまるように誘導する。</p>
<p>□3. ルール等の周知</p>	<p>・当初は最低限の施設利用上のルールを定めておき、以降、順次見直す。 →《参考資料2: 施設利用ルール例》</p>



【様式 9:避難所状況報告書】

避難所状況報告書(第 報)

避難所名:

送 信 者 名				(受信者名)			
報 告 日 時		月 日 分		避難所FAX等			
世 帯 数		現在数 A ( )は屋外避難世帯		前回報告数 B		差引 A-B	
合 計 数		( )		( )		( )	
内 訳	避難世帯	( )		( )		( )	
	在宅被災世帯						
人 数		現在数 A ( )は屋外避難者		前回報告数 B		差引 A-B	
合 計 数		( )		( )		( )	
内 訳	避難者	( )		( )		( )	
	在宅被災者						
運 営 状 況	生 活 班	編成済・未編成		地 域 状 況	二次災害の恐れ	なし・あり( )	
	避難所運営委員会	設置済・未設置			ライフライン途絶	なし・あり( )	
					付近の道路	通行可・渋滞・不通	
避難所運営委員会 代表者名及連絡先							
		対応状況			今後の要求・展開		
連 絡 事 項	総 務 班						
	情 報 広 報 班						
	被 災 者 管 理 班						
	施 設 管 理 班						
	食 料 物 資 班						
	救 護 班						
	衛 生 班						
	ポ ラ ン テ ィ ア 班						
	避 難 所 担 当 職 員						
	施 設 管 理 者						
備考							

《避難所状況報告書について》

- ・ 一日最低1回は災害対策本部へ報告すること。
- ・ 「避難者」: 自宅が被災し住めなくなり、避難所で生活している方
- ・ 「在宅被災者」: 自宅に住むことはできるが、ライフラインの途絶等により、避難所の施設を利用したり、食料・物資の配給を受けている方
- ・ 「連絡事項」欄には、各班の活動において発生した問題やその解決策など、他の避難所運営の参考となるような事項を記入する。

【様式10:避難所記録用紙】

避難所記録用紙

避難所名:

記 載 者 名		
記 載 日 時		年 月 日 時 分
避 難 人 数		人 ( 時現在)
避 難 世 帯 数		世帯 ( 時現在)
連 絡 事 項	総 務 班	
	被 災 者 管 理 班	
	情 報 広 報 班	
	施 設 管 理 班	
	食 料 物 資 班	
	救 援 班	
	衛 生 班	
	ボ ラ ン テ ィ ア 班	
対処すべき事項、予見される事項		

【様式11:避難者名簿】

避難所名:

避難者名簿(同居家族等单位)太枠内をご記入ください

①入所年月日	年 月 日					
②同居家族等の氏名 (ヨミガナ)	年齢	生年月日	性別	この避難所にいる (○・×)	連絡が取れた (○・×)	備 考 (現在いる場所等)
避難所にいる代表者 ( )			男・女			
( )			男・女			
( )			男・女			
( )			男・女			
( )			男・女			
③住所・電話番号	〒 (町内会・自治会名 ) 固定電話( ) — 携帯電話( ) —					
④家屋の被害状況	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通 その他( )					
⑤親族などの連絡先	〒 固定電話( ) — 携帯電話( ) —					
⑥特別な配慮	ご家族に、入れ歯や眼鏡の不備、病気などの理由で、特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があつたらお書きください。					
⑦外部から安否の問い合わせがあつた場合は、住所氏名を答えてもいいですか？					はい・いいえ	

※記載内容は厳重に保管・取扱い、避難所運営の目的以外には使用しません。

※内容に変更があつた場合は、速やかに被災者管理班にお申し出ください。

退出年月日	年 月 日					
転出先	〒 固定電話( ) —					
備 考						

【様式12:外泊届用紙】

外 泊 届 用 紙

避難所名:

フリガナ 氏 名	
外泊期間	月 日 ~ 月 日
同行者	
緊急の場合の連絡先	

【様式13:取材者用受付用紙】

取材者用受付用紙

避難所名:

受付日時		月	日	時	分
退所日時		月	日	時	分
代表者	氏名			所属	
	連絡先(所在地、電話番号等)				
同行者	氏名			所属	
取材目的					
放送・掲載等予定					
避難所側の付添者		(名刺貼付場所)			
特記事項					

※お帰りの際にも必ず受付へお寄りください。

【様式14:郵便物等受取簿】

郵便物等受取簿

台帳 No.

避難所名:

No.	受付月日	宛名	郵便物等の種類	受取月日	受取人名
	月 日		はがき・封書・小包 その他( )	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他( )	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他( )	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他( )	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他( )	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他( )	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他( )	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他( )	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他( )	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他( )	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他( )	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他( )	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他( )	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他( )	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他( )	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他( )	月 日	

- ・ 被災者管理班の担当者は、「受付月日」～「郵便物等の種類」欄に記入します。
- ・ 受取に来た方に「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます。

食料依頼伝票

避難所	依頼日時				月	日	時	分
	避難所名							
	住所							
	担当者名							
	電話				FAX			
	依頼数	避難者用		食(うち軟らかい食事		食)		
		在宅被災者用		食(うち軟らかい食事		食)		
合計		食(うち軟らかい食事		食)				
その他の依頼内容								
災害対策本部	受信日時				月	日	時	分
	担当者名							
	処理時刻				月	日	時	分
	配送数	避難者用		食(うち軟らかい食事		食)		
		在宅被災者用		食(うち軟らかい食事		食)		
		合計		食(うち軟らかい食事		食)		
	発注業者							
	配送業者							
配送確認時間								
備考								

【様式16: 物資依頼伝票】

物資依頼伝票

①	依頼日時			月	日	時	分	②	発注先業者名 電話 FAX						
	避難所名								伝票 No.          伝票枚数						
	住 所								本部受付日時			月	日	時	分
	担当者名 電話 FAX								本部受信者名 電話 FAX						
		品名	サイズ等	数量	出荷数	個口	備考								
	1														
	2														
	3														
	4														
	5														
	6														
7															
8															
9															
10															
・ 一行につき一品、サイズ毎に記入し、数量はキリのいい数字で注文してください。							個口合計								

- ・食料物資班はこの伝票に記入し、災害対策本部に原則としてFAXで注文・配達を依頼してください。
- ・FAXが使えない場合は、必ず控えを残しておいてください。
- ・食料物資班は、受領時に「物資受払簿」に記入してください。

③	出荷時期			月	日	時	分
	配達者名 電話 FAX						
	配達日時			月	日	時	分

④	
避難所 受領サイン	



<様式 16:「物資依頼伝票」の記載方法及び使用方法>

1 食料物資班の担当者は、伝票の①の枠内に必要事項を記入します。

(1)伝票に記入するときは、同一品種、サイズごとに記入します。

(2)「様式 13:物資受払簿」に、物資の品名ごとに、伝票 No.と依頼数量などを転記します。

(3)転記後は、伝票を食料物資班の班長へ渡します。

(4)食料物資班の班長は、伝票の内容を確認の上、災害対策本部に伝票を送付します。

2 災害対策本部では、伝票の②の枠内に必要事項を記入します。

(1)災害対策本部の対策班施設職員は、伝票の内容を品名ごとの受取簿に記入します。

(2)発送時に、その内容を台帳及び伝票に記入します。

(3)配送担当者に伝票を渡します。

3 配送担当者は、伝票の③の枠内に必要事項を記入します。(対策班施設担当職員が直接配送するときは、直接配送するときは、職員が配送担当者と同様の記入を行います。)

(1)配送担当者は、伝票の④の枠内に避難所の食料物資班の班長のサインを得てから物資を渡します。

(2)食料物資班の班長が不在のときは、班員のサインを受けます。

(3)配送担当者は、伝票を災害対策本部の対策班施設担当職員に渡します。

(4)食料物資班は、「様式 13:物資受払簿」に数量などを記入します。

4 災害対策本部の対策班施設担当職員は、台帳に到着確認時刻を記入し、台帳と伝票を保管します。





<様式 18:「物資受払簿」の記載方法及び使用方法>

1 食料物資班の担当者は、依頼した物資が配送されたら、必要事項を記入します。

(1)「受入先」は、通常は災害対策本部ですが、寄付があったときは、寄付者名を記入するなど出所を明示します。

(2)「受」には、受け入れた数量を記入します。

2 物資を避難者に配付した場合、配付した数と残数を記入します。

(1)「払出先」には、生活班ごとに配付した時は班の番号、避難者ごとに配付したときは避難者氏名と住所、電話番号などを記入します。

(2)「払」には、配付した数量を記入します。

(3)現在数量と受払簿の残数が一致しているか確認します。



【様式 20:災害ボランティア受付カード】

受付年月日	年 月 日
整理番号	
受付担当者	

災害ボランティア受付カード

下の太枠内をご記入ください

フリガナ 氏 名	( 歳)	性 別	男 ・ 女
職業: 団体・学校名			
住 所	〒 電話 ( )		
緊急時連絡先	〒 電話 ( )		
活動内容など			
活動時間	時 分 ~ 時 分		

## 参 考 资 料 编

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、  
災害時には、**危険な場所にいる人は  
避難することが原則**です。

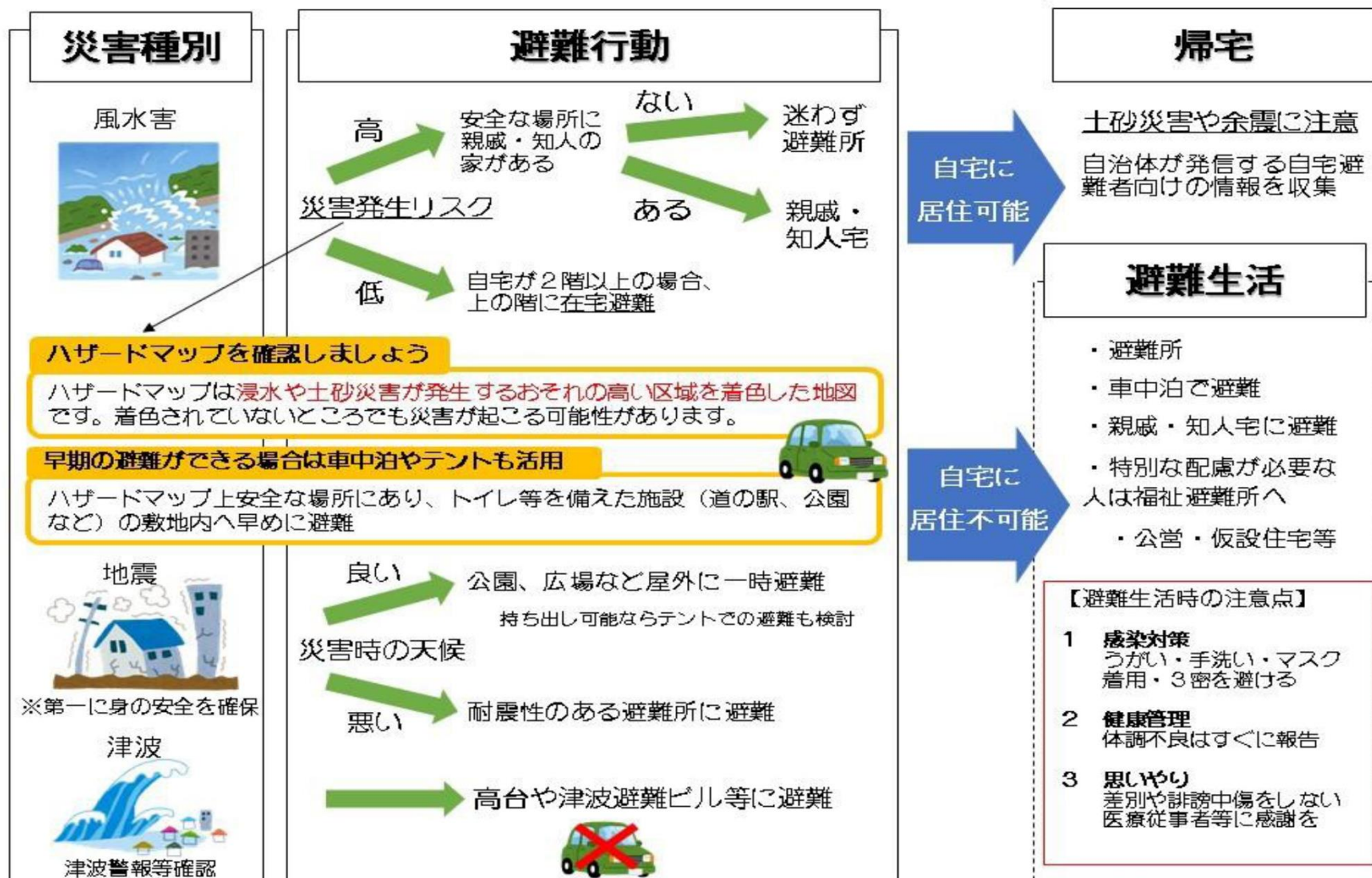
## 知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。  
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難すること**も考えてみましょう。
- **マスク・消毒液・体温計**が不足しています。  
できるだけ**自ら携行**して下さい。
- 市町村が指定する**避難場所、避難所**が**変更・増設**されている可能性があります。  
災害時には**市町村ホームページ**等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。  
やむをえず**車中泊**をする場合は、浸水しないよう**周囲の状況**等を十分確認して下さい。





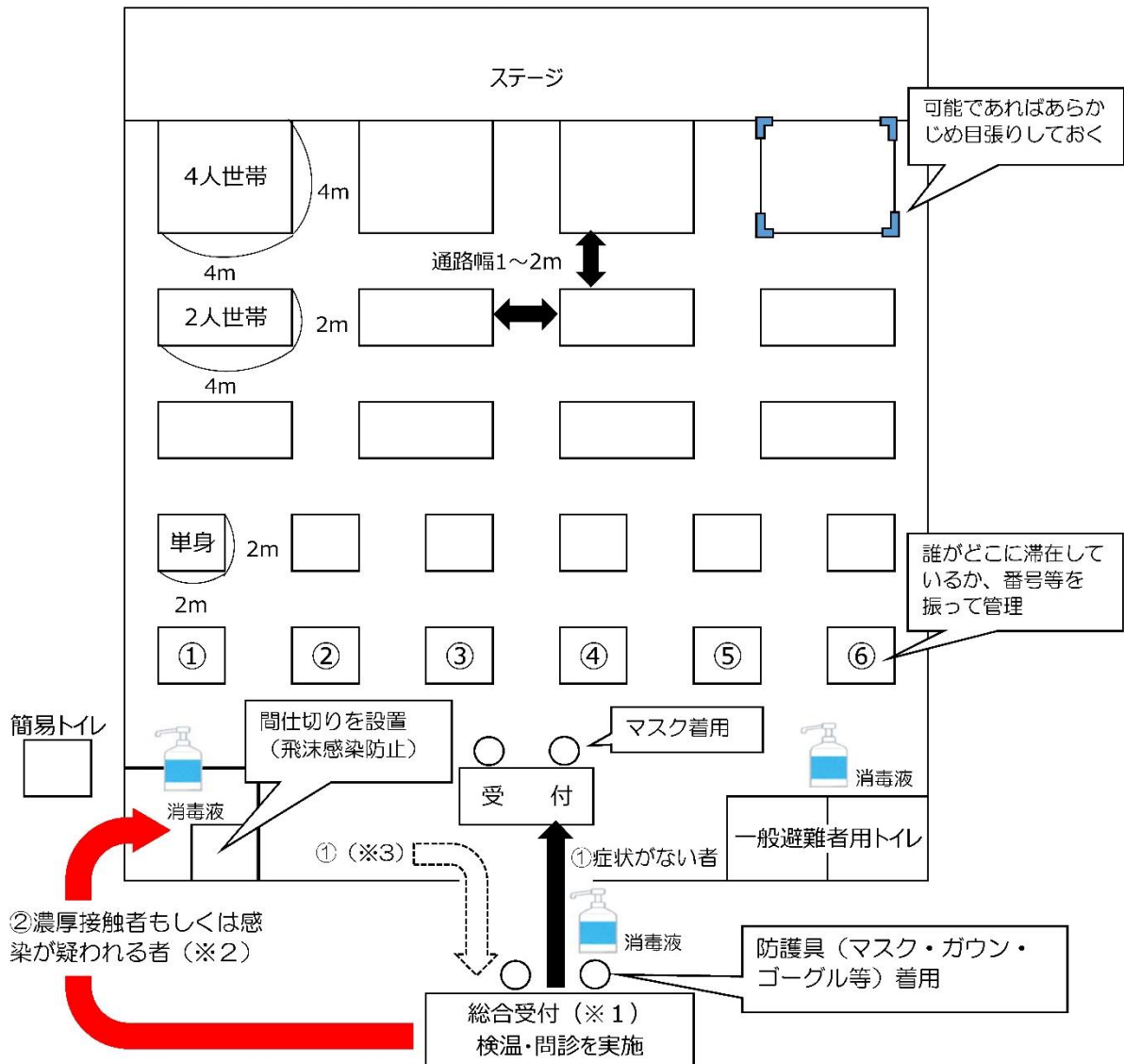
《参考資料 2：避難計画フロー※青森県手引き参照》



《参考資料3：避難所レイアウト例（1）※青森県手引き参照》

避難所レイアウト例（1）基本形

（30m×24mの体育館避難所の場合、収容数50名弱）



- 【特に留意すること】**
- (※1) テント等。①と②の動線を完全に分けられるよう屋外などに設営。徒歩避難者を優先するなど、受付周辺が密にならないよう工夫
  - (※2) 敷地内の別の建物が望ましい（教室など）。同じ建物内の場合は動線を分け、専用トイレ等を設けて個別に区分けされたスペースに隔離
  - (※3) 入所者と出所者の動線を分ける（入所は右側通行、出所は左側通行など）

- 【設営のポイント】**
- (1) 密接の回避  
簡易ベッド・パーテーションを用いたゾーニングを行うことで飛沫感染防止を図る。  
（就寝時の飛沫感染防止には、パーテーション素材は段ボール等の板状のものを推奨）
  - (2) 密閉の回避  
避難所の2方向の窓・ドアを開けて空気の流れを作る、30分に1回以上数分間窓を全開にするなどの対策を行う。
  - (3) 動線の分離  
感染疑い者と非感染者の生活エリアが交錯しないように、トイレなどの付随施設も含め動線を分離する。



次の症状がありませんか？

すぐにスタッフにお知らせください

1. 熱がある
2. 風のような症状がある（咳、鼻汁、頭痛、のどの痛みなど）
3. 息苦しさがある
4. 強いだるさがある
5. インフルエンザのような症状がある  
（寒気、関節痛・筋肉痛など）
6. においがわかりにくい、味がわからない
7. 咳があり、血がまざった痰（たん）が出る
8. 体にぶつぶつ（発疹）が出ている（かゆみや痛みがある）
9. 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある
10. 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、  
噴き出すような便など）が出た
11. 吐いた、または吐き気がする
12. おなかが痛く、便に血がまざっている
13. 目が赤く、目やにが出ている



## 《参考資料5：呼びかけ文例》

### ○開設準備中：グラウンド等での待機要請

こちらは、避難所運営委員会です。

ただいま、避難所の開設準備を進めており、施設の安全性が確認され次第、皆さんを施設内に案内しますので、しばらく安全な〇〇（例：グラウンド、駐車場）で待機願います。

現在分かっている災害情報は、[収集した地震に関する情報等]ということです。この地区や町の被害状況は現在確認中です。

中泊町災害対策本部が設置され、関係機関とともに対策が進められておりますので、落ち着いて行動してください。

なお、皆さんの中で、開設準備にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、私のところまでお越しください。また、負傷された方、体調が悪い方がいらっしゃいましたら、私のところまでお越しください。

以上、避難所運営委員会からでした。

※繰り返します。

### ○受付時：避難所の誘導・案内

こちらは、避難所運営委員会です。

ただいま、施設の安全性が確認され、避難所の開設準備が整いましたので、皆さんを施設内に案内します。

受付で、氏名・住所などを記入していただき、ルールを確認していただいてから入室していただきます。早い者勝ちではありませんので、これから申し上げる順に、同居しているご家族ごとに受付に来てください。また、今後の状況により、施設内で移動していただくことがありますのでご了承ください。

障害をお持ちの方や介護が必要な方がいるご家族等を優先しますが、必ず皆さんに、安全に避難していただきます。まず、身体に障害がある方や介護が必要な方がいるご家族から受付に来てください。

《参考資料6：避難所内での留意事項について（専用スペース入居者向け・感染症）  
※青森県手引き参照》

専用スペースに入られた方は、可能な範囲で他者との接触をさげなければなりません。

このため、避難所内での生活にあたり、以下の点に十分に留意してください。

### 1 健康状態の確認

- ・検温、問診を毎日受けてください。
- ・発熱や体調が悪い場合はスタッフに申し出てください。
- ※体温計は、可能な限り各自でご準備いただきますようお願いします。

### 2 避難所での生活に当たっての基本事項

#### (1) 生活全般について

- ・原則として専用スペース内に留まってください。
- ・専用トイレがある場合は、石けんで手洗いをしてから専用スペースを出て、必ずマスクを着用の上、他の避難者とのソーシャルディスタンスを確保して行動し、戻ったら必ず石けんで手洗いをしてください。
- ・非常時はスタッフの指示に従ってください。

#### (2) 清掃について

- ・専用スペース内の清掃は各自で行ってください。
- ・専用スペースをひどく汚した際はスタッフにご相談ください。
- ・トイレを使用した場合には、都度消毒をしてください。
- ・退所の際は必ず各自で清掃を行い、ごみ箱も空にしてください。

#### (3) ゴミについて

・ゴミは分別のうえ、専用スペース内に設置してあるゴミ箱に廃棄してください。

- ・ゴミ箱にはできるだけ手を触れず、ふたなどはこまめに消毒してください。

#### (4) 食事について

- ・食事は専用スペースの前に配膳させていただく予定です。食事が終わりましたら、容器を密封して、専用スペースのゴミ箱に廃棄してください。

### 3 その他の留意事項

- ・健康状態の正確な確認が困難となる恐れがあることや症状の悪化の恐れがあることから、飲酒・喫煙は行わないでください。
- ・家族を含め、来訪者との面会は行わないでください。
- ・その他、避難所の利用にあたっては職員の指示に従ってください。

## 《参考資料 7 : 施設利用ルール例》

### 避難所でのルール

この避難所でのルールは次のとおりです。

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、町の避難所担当職員、施設の管理者、避難所の代表者からなる、避難所運営委員会（以下、「委員会」という。）を組織します。
  - ・委員会は、毎日午前〇〇時と午後〇〇時に定例会議を行います。
  - ・委員会の運営組織として、総務、被災者管理、情報広報、施設管理、食料物資、救護、衛生、ボランティアの活動班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、ガス、水道などのライフラインが復旧することを目途に縮小、閉鎖します。
- 4 避難者は、世帯単位で登録していただきます。
  - ・避難所を退所する時は、受付に転出先をご連絡ください。
- 5 盲導犬、介助犬などの身体障害者補助犬以外の動物を避難所内に入れることは禁止します。
  - ・ペットの飼育スペースを準備しますので、受付にお申し出ください。
- 6 施設管理に必要な部屋や危険物がある部屋には避難できません。
  - ・「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、貼り紙の内容には必ず従ってください。
- 7 食料、物資は、原則として全員に提供できるまでは配給しません。
- 8 消灯は、夜〇〇時です。
  - ・廊下は点灯したままとし、就寝スペースは照明を落とします。
  - ・管理に必要な部屋は、防犯上の理由により、点灯したままとします。
  - ・消灯時間から朝〇〇時まで、就寝スペースでの携帯電話での通話（メールの送受信を除く）や着信音・アラーム等の鳴動を禁止します。電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 9 施設の固定電話は、受信のみを行います。（伝言を受けます）
  - ・伝言を受けた後、放送で呼び出しを行い、伝言を伝えます。
  - ・発信は公衆電話や各自の携帯電話でお願いします。
- 10 指定された場所以外での、喫煙、火気の使用は禁止します。
- 11 使用していないコンセント口がある場合、携帯電話の充電に使用して構いません。多くの希望者が予想されることから、お互いに譲り合って使用しましょう。

なお、公共的な用途でコンセント口を使用する必要性が生じた場合、携帯電話の充電の途中であっても、中断していただく場合があります。

## 《参考資料8：ペットの飼育ルール広報文案》

### ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- 1 ペットは、指定された場所につなぐか、オリの中で飼ってください。
- 2 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- 3 ペットの苦情や、危害防止に努めてください。
- 4 屋外の指定された場所で排便させ、後始末を行ってください。
- 5 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- 6 ノミの駆除に努めてください。
- 7 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- 8 飼育困難な場合は、一次預かりが可能なペットホテルや動物病院などの施設に相談してください。
- 9 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会まで連絡してください。

避難所運営委員会



## 《参考資料 9 : 避難所運営委員会規約例》

### 避難所運営委員会規約（避難所名：〇〇〇〇）

#### （目的及び設置）

第1条 〇〇（避難所名）周辺において地震等の大規模な災害により甚大な被害が発生したとき、避難住民の安全確保を図るとともに、地域住民と行政機関が一体となり総合的な避難所の運営管理体制を確立するため、避難所運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。

#### （構成）

第2条 運営委員会は、避難所へ避難してきた住民の代表、町の避難所担当者、施設管理者その他の関係者をもって構成する。

#### （運営活動）

第3条 運営委員会は、地震等の災害時における避難所の円滑な運営を図るため、次の事項について協議する。

- (1) 避難所の運営に関すること
- (2) その他必要な事項

#### （活動班）

第4条 運営委員会には、次の活動班を設ける。

- (1) 総務班  
避難所のレイアウト配置、地域との連携、その他避難所の管理に関すること
- (2) 被災者管理班  
避難者名簿の作成等、安否確認への対応、取材への対応、郵便物、宅配便の取次ぎに関すること
- (3) 情報広報班  
情報収集、情報発信、情報伝達に関すること
- (4) 施設管理班  
避難所の安全確保と危険箇所への対応、防火や防犯に関すること
- (5) 食料物資班  
食料や物資の調達、受入れ、管理、配給、炊き出しに関すること
- (6) 救護班  
医療、介護活動に関すること
- (7) 衛生班  
ゴミ、風呂、トイレ、掃除、衛生管理、ペット、生活用水に関すること
- (8) ボランティア班  
ボランティアの受入れ、管理に関すること

#### （役員の種類及び定数）

第5条 運営委員会には次の役員を置く。

- |                |     |
|----------------|-----|
| (1) 会長         | 1名  |
| (2) 副会長        | 若干名 |
| (3) 総務班長（事務局長） | 1名  |
| (4) 被災者管理班長    | 1名  |
| (5) 情報広報班長     | 1名  |
| (6) 施設管理班長     | 1名  |
| (7) 食料物資班長     | 1名  |
| (8) 救護班長       | 1名  |
| (9) 衛生班長       | 1名  |
| (10) ボランティア班長  | 1名  |

#### （役員の選出）

第6条 役員の選出は委員の互選による。

#### （役員の職務）

第7条 会長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときはその職務を

代行する。

- 3 事務局長は事務局を総括し、運営委員会の庶務、会計その他必要な事項を行う。
- 4 各活動班長は班を総括する。

(会議)

第8条 運営委員会の会議（以下「運営会議」という。）は、運営活動に関する協議を行うため会長が必要と認めたときに開催し、会長がその議長となる。

(経費)

第9条 運営委員会の会議、運営に係る費用は別途定める。

(疑義)

第10条 この規約に定められていない事項又は疑義が生じたときは、その都度、運営会議で協議して決定するものとする。

中泊町避難所運営マニュアル  
(感染症対策追記版)

令和2年8月作成

総務課消防防災係

〒037-0392 中泊町大字中里字紅葉坂 209 番地

電話 0173-57-2111 (内線 2015)

FAX 0173-57-3849